
福島県総合計画審議会議事要旨

1 日 時

平成15年2月4日(月)13:30~16:00

2 場 所

ホテル福島グリーンパレス 2階「孔雀」

3 出席委員

鈴木浩 審議会会長

斎藤榮吉 委員

佐藤直美 委員

白石昌子 委員

永田リセ 委員

新妻香織 委員

二階堂徳雄 委員

星倭文子 委員

星陽子 委員

丸睦美 委員

森芳信 委員

谷ヶ城隆 委員

山川充夫 委員

和合正義 委員

渡部世一 委員

大和田豊 委員(代理出席:松本富男県漁業組合連合会専務理事)

田子正太郎 委員(代理出席:宮前弘県商工会連合会専務理事)

安田壽男 委員(代理出席:永沼幸人県農業協同組合中央会長)

4 議 事

(1)福島県土地利用基本計画の計画図の変更について

(2)「うつくしま21」の進行管理について

(3)その他

5 提出資料

資料1 福島県土地利用基本計画の変更について(概要)

資料2 福島県土地利用基本計画の変更について

資料3 報告事項等

参考 前回(14年12月2日)配付資料

資料5 「うつくしま21」の進行管理について

資料6 福島県新長期総合計画「うつくしま21」の進捗状況報告

(資料内訳)

6-1 人口と経済の姿

6-2 2010年の県民のくらしを表す代表的な指標の推移

6-3 重点施策体系における施策の達成度を測る指標の推移

6-4 平成14年度重点施策体系対応事業

6-5 平成14年度事業評価の概要

6-6 地域構想のフォローアップ

6 審議会概要(要旨)

■知事あいさつ(副知事代読)

福島県総合計画審議会の開催に当たり、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、何かと御多忙の中、御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、皆様には、日ごろから県政の進展につきまして、格別の御支援、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、我が国は今、社会のあらゆる面で大きな変革期にあり、これまでの発展を支えてきた様々な社会経済システムが行き詰まりを見せ、これまでの常識が常識でなくなるような社会のパラダイムシフトが進んでおります。このような中にあって、県におきましては、「人間の尊重」や「環境との共生」など、21世紀の考え方に基づく新長期総合計画「うつくしま21」を着実に推進し、一人ひとりが、その幸せをどこに求めるのか自ら決定できる社会の実現に向けた、様々な施策に取り組んでいるところでありますので、皆様のより一層の御協力をお願いいたします。

ご承知のように、本審議会につきましては、行政の総合性の確保などの観点から、これまでの総合開発審議会と国土利用計画審議会を統合して、昨年、県の総合的な計画に関する事項を調査審議する審議会として新たに発足し、去る12月に第1回目の会議を開催し、「うつくしま21」の進捗状況を中心に御議論をいただいたところでございます。

本日は、各種土地利用計画の総合調整機能を果たしております「福島県土地利用基本計画」の変更について諮問をいたしますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

また、「うつくしま21」の進行管理等についても意見交換を予定しておりますので、率直な御意見を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

平成15年2月4日 福島県知事 佐藤 栄佐久

■審議会長あいさつ

皆さん御多忙のところ、この審議会のために御出席いただきましてありがとうございます。ここ一ヶ月ぐらいの間に県の来年度予算等の議論がだいぶ新聞の方でも取りざたされておりました。新聞の中でも伝えられておりますように、税収がそれほど伸びるような情勢ではありませんし、言ってみればゼロシーリングあるいはマイナスシーリングの中で県の様々な施策を展開していかないといけない、というような状況の中で来年度予算が組まれていく、こういうことのようあります。こういう時だからこそ、うつくしま21の進行管理等がさらに透明性をもって県民の方から理解していただくことが、一層重要になってくるということがはっきり言えるのかと思います。これからこの審議会の役割が一層重要なものになってくるだろうと私自身自覚しながら、皆さんと議論を進めていきたいと思っております。

きょうは、今ごあいさつがありましたように、福島県土地利用基本計画の変更について諮問がなされる予定になっておりますので、これについて後ほど皆さんで審議していただきたい、もう一つは、前回「うつくしま21」についての進行管理について一定の議論がなされましたけれども不十分ということで、今回もう一度この進行管理のあり方について皆様と議論を進めさせていただきたいと思います。当然今回の審議だけで語り尽くされるものではなくて、進行管理はこの計画が進行している期間中どういう進行管理をしていくのか重要な課題ですので、今日の段階でも是非皆さんの方からいいお知恵を拝借しながらこれからの進め方について御審議いただきたいと思います。きょうはよろしくお願ひいたします。

■諮問(副知事諮問文朗読)

福島県土地利用基本計画の変更について

国土利用計画法第9条第14項の規定で準用する同条第10項の規定に基づき、別紙「福島県土地利用基本計画の変更」について、貴審議会の意見を求める。

■議題(1)福島県土地利用基本計画の計画図の変更について

【山川充夫委員】

初めてなものですから基本的なところをご質問したいと思います。資料1の3ページのところに審議事項という囲みがあって 我々が議論するのはこここのところの観点だと思います。その上で、適合性はどうか、あるいは、総合調整機能のチェックはどうかと言われたとき、上の囲みになっている土地利用基本計画、これとの関わり合いで考えていくのだろうなと思うのですが、そこで質問ですが、上の土地利用基本計画の2の(1)土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等というのは、これはそれぞれの図面のところで示された色分けのことをいっているのかということですが、その場合、重複している場合に優先順位といったものが考えられているのかどうかといったことを教えてもらいたいのですが。

【土地・水政策グループリーダー】

色分けにつきましては、白と黒の丸で表示した部分でよろしいのでしょうか。

【山川充夫委員】

具体的には色分けのものがありますが、この中で、森林地域の場合、2種類のものが、例えば10ページに戻りますと2種類のものに塗られていると思うのですが、1つはピンクのような関係

のもの、それからそれ以外、森林地域というのですかこの両方の網の目が掛かっているこうした色分けそのものがその優先順位とかという意味なのかどうかということが1点目、次に重複しているときにどちらを優先するかという優先順位が決まっているかどうかということです。

【土地・水政策グループリーダー】

資料1の最後に凡例ということで色の説明をしています。説明が漏れてしまって申し訳ありません。今申し上げたピンクで塗ってある部分、これは、都市計画都市地域の市街化区域に該当するものでございます。森林地域の場合は、必ずしも都市地域区域内であっても指定しても良いとなっています。ただし、どれを優先したらよいかは今お質しいただきましたとおり土地利用の優先順位を計画書の方で決めておりまして、例えば市街化調整区域においては農用地を優先する。逆に市街化区域の中では農地とか森林、まあ農地は基本的に市街化区域にはないことになっていますが、森林区域があったとしても都市としての利用を優先するというような決まりになっています。今回例えば、10ページの場合ですと市街化区域内において森林があったとしても、これは開発されればこれはすぐ外すという形になっています。それから市街化調整区域内に農地があって森林があった場合には農地の方を優先するといった取り扱いがなされています。この資料は土地利用基本計画書全体の資料に付けておいたのですが、よくご説明しなかったので申し訳ありませんでした。

【山川充夫委員】

今の参考の凡例についてもう一回確認したいのですが、注の1がありますね。土地利用基本計画の凡例、今ご説明いただいたのは都市計画区域の中の順位だったと思いますが、注のところに都市計画区域、農業地域、森林地域、自然公園、自然保全という、この場合には優先順位は都市から順番だということですね。注の1の2行目のところです。

【土地・水政策グループリーダー】

これは表示の仕方で。

【山川充夫委員】

これは表示の仕方ということで、これは土地利用の優先順位でないということですね。

【丸睦美委員】

これを見ると森林地域が縮小されてばかりいる感じがして、その場所の利用としてはその施設とかで森林を縮小しなければならないのかと思いますが、大きな視点で見ると、森林は必要でないというよりは、地球温暖化で二酸化炭素を吸収してくれる森林をなくして縮小してしまうというのは大きな視点からするとあんまり喜ばしいこととは思えないのですが。環境共生といったものを訴えておきながら、これだけ縮小してしまうことについて考えてもらいたいと思うのですが。

【土地・水政策グループリーダー】

確かに地球環境自体が水、緑が少なくなるということで騒がれておりまして、我々としても知事も環境第一に考えて事業を進めるようにやっておりますので、重々承知しております。今回の地域森林計画の縮小といいますのは、実は、確かに緑は少なくなっていますが、本当に必要な部分の緑いわゆる自然環境保全地域に指定して守っている緑とか、保安林として安全に必要な緑とかそういうものはきちんと確保しております。ただ民有林という部分で、どうしても他の事業で優先する部分で若干ずつ開発していくというような部分がどうしてもでてきます。最終的に福島県の場合は、環境を守るという姿勢はもってますが、こんなことを申してなんですが、今の現行の法体系というのは、実は開発中心の体系となっております。森林法というのは特にそうございまして、地域森林計画というものを立てこれから林業の振興を図るとか、国民の環境

を良くしていこうという一方、開発許可制度といったものを併せて持っています。それは、所有者が開発をしたいと言えば、ある代替機能を持たせることが条件ですが、許可しなければならないという現在の法体系になっています。その辺につきましては今後の土地利用のあり方として県としてどうしていくかという大きな課題となってまして、我々もその辺の指摘は重々承知していますので、県としてどのような土地利用を図っていくべきなのか検討して参る考えであります。

【議長】

今、丸さんがご指摘になったことにつきましては、県全体として土地利用を、こういう自然環境をどう守るのかという基本姿勢をまず貫く前提が必要かと思いますが、今出てきているような案件の場合は、個別の法体系の中で、一定の基準に基づいて 肅々と手続きをやると開発が進んでしまうが、そこにもこの精神をどういうふうに及ぼしていくかというそういうことをご指摘になつたことだと思いますし、それが必要なんだろうと思いますね。福島県知事などがよく言っている「森に沈む都市」というのは森林地域指定なんかをすればいいのですが、どうすればよいのかよくわかりませんが、いずれにしてもご指摘のように今の状況の中でどういうふうにこの自然環境を守っていくのか大枠をこういう中でどういうように発信していくのか、コントロールできるのかというの、もっといろいろな工夫が必要かもしれません。この審議会の中で充分そういう歯止めとかそういったことができるのかというと、都市計画だとかいろんな法体系の中で手続きを済ませるようなところがありますので、そちらでもっと工夫していかないといけないかもしれませんね。そこいらのところに目配りをしていきたいと思います。

【山川充夫委員】

今のご意見は、私ももっともだと思うんですね。結局、私どもここに事務局から出された案に注文を付ける隙間がもうない、事実上ないに等しいという中で、こういう議論をするというのはある面で空しさといったものを感じるのですが、資料をいただいてね。それで、勿論その前には大きな基本計画を立てるときには、ここが中心となって立てるということで大枠の枠組みを載せるのかもしれないが、一旦決まった後の中では、我々が、何ができるのかというと、今出されたような注文を付けるにとどまるという感じがしてならないのですが、そういう面で、先ほどのご説明の中で、県と例えば森林審議会ですか、こちらの意見と食い違った場合にどうするかというときに、今の法体系の中ではその法律に沿ってやってきている訳ですから、ここで注文を付けるという事自身が無駄になるのかという気がするんですね。そういうことがあるものですから一体何を議論すべきなのかという土地利用について何を議論したらよいのか素朴な疑問を私自身は持っています。

【土地・水政策グループリーダー】

確かに今回の案件は、はっきり申し上げまして事務的に森林計画で森林地域を外すので予めこちらを外すというような案件のみであります。先ほど資料1の4ページをご説明いたしましたけれどもパターンのもう一つの積極的に例えば都市地域を拡大したいとか農業地域を拡大したい、森林地域を拡大したいときに始めて充分な議論をいただけるものと我々としては考えております。他県でも、法制度がこのようになっておりまますのでこのようにかけざるを得ないとなつて、他県ではかなりこの件については追認関係と申しますかこれについてはなぜ審議会にかけるのか必要があるのかといったご意見を多々いただいておりまして、我々としましても土地利用基本計画といいながら他の計画を追認するだけならやりたくないと実は国の方に法改正をお願いしているところでございます。現在、国の方で 総合開発計画と国土利用計画の一本化といったことで検討しています。今年中に国会に上程するということでございますが、国土法担当部

局の方へ何とか図ってくれないかとお願ひいたしていますが、向こうもそのような観点で検討しているというような回答を昨年の11月頃いただいております。まだ、結果がどのようにになっているかは確認はしておりませんが、委員のお質しのとおりこの案件につきましては我々としましても制度上こうなっていますとしか申し上げられない部分でございます。

【議長】

今ご説明のありましたように、こういう空しさをいろんなところで感じていて、そういうところで法改正だとかが進められていると聞いています。私の専門でいうと都市計画の中でも、実は都市計画の市街化区域を拡大するときに実態論的に市街化区域に編入していくことが今まで大変多かったのですが、市街化区域の縁辺部に開発がどんどん進んでしまって、これは既存宅地といいまして市街化区域の外側に宅地がどんどん広がってしまい、10年たって実態は市街化調整区域どころか市街化区域そのものであるなんていうのが全国にかなりあったりして、主にそういうことを目指していた行政組織もあります、県もあります。既存宅地で市街化区域を目指したのが全体の市街化区域の3分の1に及ぶといった県もあるくらいで、今ご指摘のあったことは、我々のこの審議会でも個別の運用の中でどういう基本姿勢で県土を守ってもらえるかということについて目配りができるようにしていくことが必要かなと思いますけど、今事務局の方でお答えのようにこれまでは蕭条という観念があって、なんか内心忸怩(じくじ)たるものがあつてそこいらについて我々も気配りをしていきたいこんなふうに思います。

【二階堂徳雄委員】

資料1の11ページのところで、ここの変更の部分で都市地域と農業地域と森林地域の三つの区域が重複しておりますが、この中で森林地域については現況がございませんということで、森林地域から外れるのですが、この場合、宅地として残っていますと農業区域というのは依然として残っていくのでしょうか。もし宅地になっておれば、市街化区域に接続しているということであれば、将来、市街化区域が拡大するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【土地・水政策グループリーダー】

この案件につきましては、現在も農業地域に入っております。市街化調整区域の開発の場合、例えば、農業地域に住んでいる方の職場を確保するために開発する場合、宅地化しても農振地域に入れておくなどがございます。最終的には、たぶん市街化区域に入れるようになると思うのですが、市街化区域に入るまでは、農地、農業地域にまだ被さっているという状況で今のところ進むものと思っています。

【二階堂徳雄委員】

はい、わかりました。現況が既に宅地となっていますが、それ(市街化区域に入る時期)は時期をみてと考えてよろしいのですか。

【土地・水政策グループリーダー】

最終的には工業団地なので、当然都市地域に入ると考えています。

【議長】

他にご意見がなければ、みなさんに一定の判断をお諮りしたいと思います。冒頭知事から諮問がありました福島県土地利用基本計画の計画図の変更について、一定の議論を経ましたけれども、これを適当と認め、その旨、答申するということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(会場から「異議なし」との声あり)

【議長】

はい、どうもありがとうございました。それではご異議がないものと認めましてこのように決定させていただきます。なお、この答申の文案につきましては、私の方にご一任いただいて処理をさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(会場から「異議なし」との声あり)

【議長】

はい、ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。
なお、この議題(1)について事務局から御報告があるようすでお願ひいたします。

【土地・水政策グループリーダー】

資料3に基づき、「国土利用計画法に基づく土地売買等届出書受理件数」等について報告

■議題(2)うつくしま21の進行管理について

【山川充夫委員】

事業評価について資料6の5のところの説明があったのですが、7ページ目以降の所に評価結果一覧表というのがあって、それぞれ目的・方向性・具体的理由ということなんですが、それぞれの評価そのものはどこでやられているのかお伺いしたい。

【政策評価グループ】

事業評価のうち、ここにあります施策総合評価について今ご質問ありましたけれども、こここの7ページでいいますと施策の目的、ここまでが新長計に載っている文言です。この次の施策の方向性これが評価結果で、その左のコメントが評価結果の理由となっています。どこで決まったのかということですが、まず施策総合評価をする際にはその前に個別事業評価というのがありまして並行しながらやっております。個別事業評価は一つ一つの施策、例えば男女平等意識の確立とかここに並んでいる施策にぶらさがる事業というものがあるわけですので、その事業ごとに各部で評価、一次評価、を行います。施策総合評価につきましても施策幹事課、施策を担当する課というものが重点施策の場合ありますので、施策の総合評価、今後どうするのかということを、手続きで言えば一次評価ということで施策幹事課中心で評価いたします。それが一次評価ですけれども、そこに二次評価があります。これは各部が作ったものに対して政策評価グループ、財政課、人事課それから新長計を担当している政策調整グループでヒアリング等をしたり、それから全局的な調整機関ということで政策評価システム調整会議というものがあります。これは各部の企画主幹等がメンバーとなっている会議でここで調整する。そして最終的には県の決定機関であります政策調整会議、各部長・三役も入っている政策調整会議で決定するという手順になっております。以上です。

【山川充夫委員】

ということは府内での内部評価ということでよろしいんですか。

【政策評価グループ】

評価の趣旨といたしまして、行政自らが、行政が執行している事業、施策に対して県民の視点で自ら評価してそれを新たな企画立案に繋げていこうという自己評価を基本とするマネジメン

トサイクルの確立に向けて導入しているわけです。内部評価なんですかけれども評価結果につきましてはインターネットで公表したり、マスコミ公表、それから議会の方にも個表まで提供しております意見を受け付ける状態になっております。それから評価制度に関しては外部の専門家から意見をいただいたり指導助言を受けたりということでやっております。

【議長】

外部の専門家というのはどういう組織ですか。

【政策評価グループ】

大学の教授や民間の研究所のコンサルタントの方で、研修会を行ったり政策評価グループで指導助言を受けたりという形できちんとした組織ではありません。

【議長】

国立大学の中でも自己評価をやってこれを実は外部評価にかけないといけないんですね。国立大学は大学評価機構というのがありますし、私も実際に行ってみるとさんざんにたたかれてくるわけです。いろんな事業を展開するときに内部評価をやってこれを評価報告書を出して外部にさらすということをやっているものですから、具体的にそれぞれの部局のやっていることはこういう何かガラス張りというんでどうか、色々なところで評価に耐えていくような場面がこれから色々なところで出てくるだろうなと思ったりしています。皆さんのご経験の中でもこういうことがお有りかもしれませんけども、そういう状況の中でこういうことが進められてきてるとご理解いただければいいのかなと思います。他にいかがでしょうか。

【谷ヶ城隆委員】

資料6の5の細かいところを見ていたときに、施策の方向性ということで改めて評価した内容を書かれているところだと思うのですが、読んでいて拡充という項目と組替え継続という項目の違いが、見直し案と書いてあるところをずっとみてもあまりよく分らないんですね。具体的に組替え継続していくということは、その事業自体は拡充していくんだけれども、今年まで取り組んできた施策そのものは変えていくということで組替えという言葉を使っておられるのか。拡充というのは今ままの施策、事業を更に拡充していくというふうに読みとればよろしいのでしょうか。意味合いのことなんですけれども、どういうような評価の差がこの言葉の差として表れてきているのかお聞きしたい。

【政策評価グループ】

ただ今の拡充と組替え継続の差ですけれども、資料6の5の3ページに全体的に今後の施策の方向性の区分の考え方方が書いてあります。拡充というのは今の事業に新たな事業を加えるなど積極的に推進すべきということで、ここで県の意思が入ってくると、資源の投入量の増加というものが趣旨としては入っている。組替え継続の方は現在の事業構成、施策にぶらさがっている事業このままでなく、もっと組み替えた方がいいよということでこの中身としては拡充の意味合いもある程度含まれるかもしれません、ここは手段を組み替えていく、施策目的を達成するための手段である事業の並びを少し組み替えてやっていった方がいいよというところです。現状継続の方は今ままの事業構成でよろしいんじゃないかというところ、縮小についてはちょっと現在の社会経済情勢の変化などから見直しが必要じゃないかというところで資源配分の見直しが求められる施策というふうになっております。拡充と組替え継続の差がはっきりしないということでしたけれども、これにつきましては県の意思のところが大きいかと思います。組み替え継続については拡充までには至らないというものだと理解してもらってよろしいかと思います。

【谷ヶ城隆委員】

拡充というのは要するに今後も全般の政策として積極的にさらに取り組んでいこうという意思を示して拡充という言葉を使ったということ、それは質も量も更に投入していくという考え方での拡充だと受け取ってよろしいのでしょうか。これに比べて組替え継続というのは拡充という意味合いも一部ではあるけれども量も質も増やさないで事業そのものを違った事業に振り替えていくというふうにとってよろしいということですか。

【政策評価グループ】

施策総合評価には今回資料にはついておりませんが、別途個別に評価表がございます。個別事業の評価でもこのページめくっていってもらいますと例えば5ページの下の方に継続、拡充とかありますけれども、事業ごとにこの事業を継続するのか拡充するのか手法改善するのかということについて、施策にぶら下がっている事業ごとにそれぞれ評価いたします。それぞれの事業の評価結果も勘案しながら施策総合評価の方に反映させているということあります。

【議長】

個別にケースを見ながらでないとむずかしいかも知れませんね。

【谷ヶ城隆委員】

個別の内容について云々という話を果たしてここでしていいのかどうか。

【議長】

今のこと、概念を理解するためにはこういう場合はどうなのかということでやらないと、抽象的に概念はこういう説明です、というだけではストンと落ちないのかなと思ったのですが。

【谷ヶ城隆委員】

そういうことですね、たぶん。左の理由・具体的な見直し案というところを見ると同じような意味合いに読みとれるんですね。拡充と書いてある内容に関しても文言の表現として検討する必要があるというような言い方をされると、それは組替えというふうに読みとれなくもないわけですね。ただ、拡充というのが県の施策としての意思を表した言葉というふうに受け取らせていただければ、更に政策展開を拡充はしていこうということなんだろうというふうに受け取ってよろしいんでしょうか。拡充と書かれると今後もどんどんそこは県としては重点にお金も人材も投入していくんだよと読んでいいのか、組替えというのははっきり言えばお金も増えるということは多分ないと思うのですが、意味合いからいって、人も変えることがあるだろうし施策そのものも方向も検討し直していこうという意味合いを含んでいるというふうに部内では評価された、というふうに感じたんですよね。

【議長】

役所の内部でそれぞれの部署から汲みあがってきたことを政策評価の一定の手続きを経てやっているわけですけれども、その過程の中ではこの概念というのがある程度分かるのかも知れないけれども、これをたとえばホームページで掲げて県民のご意見もその中に反映することができる、コメントをパブリックコメントとして提出できるとなると、受け止め方は、今谷ヶ城委員のように拡充というと重点的に予算配分をしてさらに積極的にというふうに受け止めていいものやら、拡充と言っても予算は限られているわけだからそんなに期待をされても困る部分もあるかもしれないし、その辺のニュアンスがよそに出したときに気になるという話でしょうかね。

【企画調整室長】

基本的な考え方についてご説明申し上げます。拡充と組替え継続の違いなんですが、基本的な考え方としては予算的な面も含めて拡充の場合は追加して検討していこうということ。組替え継続につきましては、現在の事業については改善を図りながらより効率的・効果的な事業として

組み立てていこうというのが基本的な考え方でございます。ですから、拡充という報告については予算的な面もいろいろな厳しい財政下にありますけれどもいろんな面で検討を予算面でも加えていこうという趣旨が入ってございます。基本的な考え方は以上でございます。あと資料としてお配りしておりますのは要約版というかまとめの部分だけでございますので、この結果が出る前に個別のそれぞれについて分析した結果としてこういうような最終的な結論になっておりますので、個別評価表を見ていただければより具体的にどういう進捗状況なのか、どういう課題があるのか、そういうことがお分かりいただけるかと思います。きょうは概括説明だけですので、あくまで最終的な結論部分だけを出してございます。

【谷ヶ城隆委員】

ありがとうございました。とりあえず分かりましたけれども、要するに会長がおっしゃるとおりでこれが出されると、これを見た人がたぶん意見を申し上げたいという方がいらっしゃればこの文言でしか受け取れないと思うんですよ。その時にどういうふうに反応していいか、決めは決めでこうなってるんでしょうけれどもそれに具体的な内容説明がこの程度で書いてあるとどうもどっちに行くのかもあんまりよくわからない。そうすると拡充というのはプラスで行くんだな、組替えというのは変わっていくんだなというふうな読みとり方程度しかできないんだろうというふうに思うんですよ。意見を聞こうというのであれば、その辺をどういうふうに分かってもらえるように提案していくのか必要じゃないのか。これは県の施策でありますからということであれば別に構わないですが、その姿勢の問題じゃないかなというふうに若干感じたのでお話をさせていただきました。

【議長】

さらに何かございますか。これはたとえば「うつくしま21」というような総合計画のありように関わってくると思うんですね。ここで本格的に議論するつもりはありませんけれども、こういう計画というのは、今までの日本の計画は大体そなんですかけれども、例えば県とか市町村の計画は行政主体が責任を持って行う計画書なんですね。ところがこれらの計画は、行政が計画を練るけれどもその計画を推進する部隊が民間にもたくさんおるぞという計画であり得るわけですね。一緒に協力してこの将来の姿に向けて民間の人たちも住民もそれぞれのセクターが協力してこれがなし得る計画だというような計画の作り方というのがいくらでもあり得るわけです。その時に県の内部のチェックをして県の内部の行政としてはこれでOK、ではそれに関わる他の担い手がどういう役割を果たすかという場面ではどうかとなると、これ一筋では解決がつかないというようなことが将来的にはあり得るかなというふうに思ったりしています。これはもう既にイギリスの地方自治体の計画は、地方自治体、行政が単独ではできない、政府が受け付けないという計画があるんですね。93年のジョン・メジャーの時代からそういう計画を自治体に要求して、この計画書を自治体とNPOと産業界が連名でないと政府が受け付けない、こういう計画が実はもう動き始めています。こんなふうに計画を作ったときに県民や他のセクターもこの計画に向けて私たちも一緒に頑張っていこうという計画にしようとすると、そこにもうひと工夫が出てくるだろうなと、今の話を聞きながら思ったりしました。今はこれまでの経過からいうと、この「うつくしま21」というのは行政内部で、行政としてどのように執行していくか、こういう計画の側面が強いために内部の中で評価をし、その組替え等を行っていくという性格が色濃く出ている、この延長線上の話だと思います。今すぐにどういう計画にした方がいいと私が提案しているわけではありませんが、対外的な関係からいうと説明責任とか説明力というようなそういう工夫がこれから求められていくかもしれません。そんなことを今のやりとりを聞いて思いました。

【企画調整室長】

ちょっと追加説明させていただきます。ただ今3ページの部分で色々ご質問された訳なんですが、この部分は施策への総合評価ということで、施策というのはいくつかの事業でもって構成されて施策ということになってございます。ですから抽象的な表現になっております。同じ資料の5ページをご覧いただきたいと思います。5ページの部分は個別の事業の評価の考え方でございまして、例えば5ページの③では個別事業の方向性ということで、継続、拡充とか個別事業についてどう考えるか、そしてそれぞれの個別事業の一つのまとまりとして施策がございますので、施策というのは全体の方向性を示しましてその中で幾つかの事業で構成されてございますけれども、その中で特に新たな事業を追加するとか、トータルとして施策のより効率的な展開を図る、あるいは一部事業については例えばいろんな要素を加味するとか新基準を追加するとかということで施策としてどういう方向に持っていくかということで検討されてございます。5ページは個々の事業でございますので、個々の事業ごとにさらに継続なり拡充するかというのをそれぞれの事業ごとに個別評価表というような観点でいろいろな要素から個別事業も検討してございます。そのようなことで全体として個別事業の評価と施策の評価ということでトータル的な評価を現在してございまして、その内容いずれにつきましても公表してございます。ただ資料が膨大な量になってございますので、我々としてはできるだけ簡単に分かるような形で本日お示ししたような概要版を示してございますけれども、実態としては、個別の評価表を見ていただくとより具体的な課題なりいろんな中身がお分かり頂けるのではないかと考えております。いずれにいたしましても個別表は全部公表しておりますし、概要版についてもできるだけ分かりやすくなるようにいろいろ工夫して提供してございます。

【議長】

5ページの方では、組替え継続というのは当然ないわけですね、個別事業だから。総合の方で組替えというのは出てくるけれども個別事業になれば当然組替え継続なんていう表現は出てこないというふうに分かりやすくなっているということですね。

【山川充夫委員】

おそらく混乱するのは事業と施策の違いはあるとはいいながら、例えば今後の施策のところでは冒頭のアのところに拡充がくるんですね。5ページのところではアのところに継続がくるんですね。それから3ページのところに継続というのがでて、通常私が考えれば拡充の次に現状維持がきて少しリストラをして継続するという、イとウが逆転するんじゃないかと、そういうふうに考えていけば3ページの表と5ページの表がどういうふうに組み合わさるのかというところが少しありにくいのかなという気がしております。ですからもし施策の方向性と事業の方向性の項目の説明が、内容が違うんだということであれば言葉を代えるなりした方が混乱を招かないのではないかと思っております。

【議長】

技術的な問題かもしれないし、かなり重要な問題かもしれないし、いかがですか。この点は今後工夫をしていただくよりしようがないと思いますが。

【企画調整室長】

事業評価につきましては、本格実施が平成13年度からでございまして毎年度見直しを図りながらより効率的な評価になるように努めてございます。ただ今お話をありました点につきましてもいろんな観点から検討を加えてよりわかりやすく効率的な事業評価になるように努めて参りたいと思いますので今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

【議長】

いずれにしてもこれは分かりやすくするというのは県民に向けて特に重要ですので、今後さらにご検討いただきたいと思います。他の件で何かございますか。

【新妻香織委員】

個々の案件はよろしいですか。個々の案件といつてもすごく全体的なことに関わることなんですけれども、今日本中が困っている雇用の問題なんですけど、この雇用の問題、このページでいうと20ページ、資料6の5で組替え継続ということになっているんですね。実は私たちNPOとして国の景気雇用対策の事業を受け持つてやっているんですけれども、非常にやっている事業というのが虚しいばかりの事業なんです。道路のガードレールを清掃しなさいと、この雪でこんなに汚れる時期にですね、しかも雪がいっぱい覆い被さってできない状況なのにそういうものを今やっていたんですけども、しかもそれはたった半年しか雇用できませんということで、継続して雇用につながるようなものでは全然ない、本当に場当たり的な事業だなと思って。しかしこれをしておかないと私がいる相馬市にお金が下りないので引き受けているような現状なんですけれども、そういうことから考えても、今ある既存の企業に何かを求めるよりも、どう起こすかということをやっていかないと雇用はもうこれ以上無理かなと思っております。この指標のところの資料6の3の12ページの開業率なんかを見ますとたった3.4%から平成17年度の目標がたった4.5%にまでしか増えていないんですね。新しいイギリスでやっている財団ですけれども、若者達の起業家を育てようと若者達が持っている夢をマネージメントとか資金援助とかして起業家として育てようということをやっている財団もあるんですけども、そういう工夫をしながら開業率を上げていくという努力もこれから必要になってくるんじゃないかなという気がしてます。それから資料6の1の7ページなんですけれども第一次産業ですね、これも就業者数が非常に減ってきてるんですね。平成22年度になると5.7~7.4%というふうに非常に減ってきております。実際に私がいる家の周りには漁師の方がいるんですけども、漁師になる人達はもういなくて高齢化が進んで非常に大変な状況になってる。聞いた話ですが今年福島県の新規の漁業の就業者というのがたった16人だったというのを聞いたんですね。高齢化が進んでいる第一次産業なんかも職業訓練すれば体力がある人はそういうところにも就業の機会があるんじゃないかなと思ってるんですね。ですのでパラダイムシフトという知事からのメッセージがありましたけれども、そういうなんかありきたりの今までのやり方ではなくて、大きな工夫などをしていかないといけないのではないかと思うんですけども。

【議長】

今、冒頭新妻さんが言われたのはたぶん平成11年に経済産業省が雇用対策緊急事業というのをやって、その受け皿として産業分野を幾つか指定したんですけども、その中に分野の一つにNPOを加えたんですね、緊急に。NPOはある意味では弾力性があるだろうというのでNPOに失業者を受け止める受け皿になっていただきたい、というので経済産業省が一定の予算措置をして各県にそのNPOにそういう支援をしていただくということを考えたんだろうと思います。実は各県の実施状況を全部見てみましたが県によってバラバラですね。それはいろんな受け止め方がそれぞれあるということなんだろうと思いますが、いずれにしても今のお話のようにそれが雇用対策に本当に効果があるんだろうか、NPO自身の成長にとって意味があるんだろうかという疑問も一応聞いたりもしています。さてこの雇用対策、福島県下での雇用の厳しい状況に対してどのように指標化をしていったらいいのか、かなり包括的なご意見もあるし、あるいは個別的な事業を起こす等のメリハリをつけた事業が必要ではないかということも含めてのご意見をい

ただきました。すぐに事務局の方からお答えいただくというよりは、関連で何かご意見があるではないかと思いますがいかがでしょう。

【谷ヶ城隆委員】

おかげさまで緊急雇用対策の事業は随分使わせていただいておりますので、緊急雇用対策基金の事業というのは非常にやり方によっては有効なんだろうというふうに思うんです。ただ期間が短すぎるというのがやって難点なんですよね。期間が短くてそれが終わった段階で再雇用しようと思うとそれはダメだという縛りもあると言われましたし、せっかく雇用を作るということは、そこで新しい雇用を生み出したらその事業が継続的に発展していくような支え方というか支援方策がないと单発なんですよね、要するに緊急雇用対策事業の基金は。いろいろ項目があってそれに対してこんなことできないかな、あんなことできないかなと自分たちの持っているものをぶつけながらやりとりしていく、これならいけるというような事業は作ったんです。ところがそれはあくまで短期の雇用を作っただけで、その事業が終わると結局次の雇用には結びつかないで終わってしまうんです。これをなんとか継続して発展して事業として成立するようにもっていけるような支援策が生まれてくれれば緊急雇用対策基金も使えるかなと思っているんですよ。ただ現状では、うちも会津ではどこもやらないということなんで三ヶ所やらしていただくことでやり始めましたが、確かに単発的には3月までの雇用は生み出せました。その人数分の雇用は生み出したんですけども、結果的にそれがうちの事業かなと思うと確かにクエスチョンなんですね。その辺は県として取り組もうというところの事業費でありますから、それは新妻さんのところもたぶんそういうことで受け皿となったので受けられたんだと思うんですけれども、本来的に自分たちがやろうとしてきた事業の流れの中で雇用を作っていくという事業では今はないといます。その辺をもう少しNPOという項目がせっかく入っているんだからNPOを支援しようという項目も別の施策の中にあるのでその辺とうまくコラボレイトできたら、もしかしたら新しい事業が生み出せる、それがいわゆる行政とイコールパートナーという形での新しい事業創造ということに繋がっていくんじゃないかなと思っています。単発の緊急雇用対策基金、あれは単発でしょうねと思うんですよ。元々きっかけづくりでしょうから。それが継続的な雇用を生み出せるような支援策を県独自として果たして可能かどうかは別ですけれどもそういう考え方を是非取り組んでいただければもしかしたら新しい雇用の受け皿の法人が育っていくことになるかもしれないというふうに期待したいと思っています。

【議長】

今ここでこの場の議論は進行管理、うつくしま21の進行管理という議論の中でこの雇用の問題が、今お二方から出たようにかなり重要な時代の中での課題となっているということで、進行管理の中でこういう新たな深刻な課題みたいなものをどう受け止めるか、という観点で事務局の方でどういう受け止め方があるのかというお話ができればやっていただきたいと思いますし、このうつくしま21の進行管理をやっていく中で、こういう時代変化、急激な時代変化の中での個別の事業を進行管理という流れの中でどう位置づけるのかという話しですよね。それとその際に新しい具体的な施策内容、アイデアみたいなものを進行管理の中でどういうふうに具体的に位置づけていくのかという話しだろうと思いますね。こういうことで事務局の方でコメントいただけますか。

【政策調整グループリーダー】

確かに計画を作ったときに予想されること以外の形でいろいろな経済状況の変化が起こっております。そういう中で、例えば重点施策体系にしましてもいろいろな形から読みとれるかもしれません、一昨年からですか、緊急雇用経済対策というような項目をこの新長計の項目と別

枠で作ってやっている部分があります。例えば本日発表になると思いますけれども、地産地消という概念もですね、この中から滲み出でてはいるんですけどもしっかりと出てこない、そういう部分についても重点分野で来年度の施策として入れてきているということはございます。ですから問題は、確かに見直しということも非常に大事なんですけれども長期計画という部分もございます。そういうものが継続するようなものであれば、ある時点の状況で中に組み入れていくという発想もあります。その辺のところはどういう形とすることまで私ども結論出していませんけれども、今のところそのような形で一部対応しているものはございます。

【和合正義委員】

今の関係で全体的なあり方について若干ご意見を申し上げておきたい。前の新世紀プラン、8年間の計画、ちょうどスタートする時がバブル崩壊と重なりましてかなり苦労して県の方で頑張つていただいたわけです。今度の場合も国も地方も財布の中身が大変乏しい、厳しくなってくる中ですしお、例えば去年の地方分権一括法の成立とともに含めて、あるいは今お話のような労働行政の規制緩和とかですね、かなり激しく変わってきているんですね。おそらくこのプラン作るときも十年間というのを本当に見通せるのかというのが中心的な話しの一つになったわけですけれども、それはそれで臨機応変に見直しをしていけばいいということで十二年度に定めたと思うんですね。ただその時点で、例えば地方分権一括法が通るとか、そういうこと含めて必ずしも十分想定しうる事態だったとは限らないわけです、これ作るのに三年ぐらいやっているわけですから。ですからそういう意味でもう少し弾力的に見直しをするなり補強をするということについてやっていった方がいいんじゃないかな。これは期の途中で見直しをするということになっているんですけれども、それではとても追いつかないという変化が生じておりますので、あまりこだわらずに直すべき所はどんどん直していくてもいいんじゃないかな、こういうふうに思っております。そういう意味で申し上げますと、知事が日頃おっしゃっているように以前は国が担当する部分と 地方が受け持つ部分は分けて地方の分をどうするかという視点で議論してきたと思うんですね。このごろは国が所管する経済なり金融財政なり社会保障・エネルギーなど含めて本来国が責任を持ってやるべき政策についても、地方から見ていて、あるいは国民の立場から見ていかがかと思えることが大変多くなってきており、従って積極的に提言をしていくんだと、こういう姿勢ですよね。ですからそういう意味でいうと新長計についてもですね、先ほどの国土利用審の場合にこの昔から一つも変わっていないんですよ、何かここは単に追認しましたというだけの場になっていますからね、それについて国に対してもんなんルールを変えるべきだという提言をなさっているという話がありましたけれども、そういうことを含めていっぱいあるわけですから、こういった中に本来国がやるべきことなんだけれども現状に照らしてかくあるべしという提言などはもっと積極的に補強をしていったらいいと思うんですよ。例えば別の場でやっている行財政の話をしますと、予算システムですね、いったん決まれば一円たりとも余しちゃいかんみたいなやり方については直すべきだという提言をしているわけです。それと同じように県民の立場に立った場合に国も県も市町村もないわけですから、行政と県民という格好になりますので、あまり県という立場にこだわらずに県民が安心して安全に暮らせるためにはどうあるべきかという視点ですから、国の役割だけれども県として考えた場合に、県民の立場で考えた場合にかくあるべしというのはここにもっと積極的に織り込んでいくてもいいんじゃないかな。それから一番身近に住民に接している市町村に対しては何を求めていくのかということについても、もう少し織り込んでいった方がいいのではないかと考えております。そのところがちょっと遠慮して書いてるもんですからなかなかわかりにくいということなんで、そういうことについてもう少し書き入れていった方が読む方からするとわかりやすいの

ではないかというふうに思っています。それと今お話に出ておりました雇用の問題まで含めて社会保険もそうなんですけれども、機関委任事務がなくなりまして特に厚生労働省関係は国の方に戻っていったというか取られちゃったというか、私どもからすれば住民に一番密着をしている仕事ですから逆に自治事務にした方がいいと思っていたのですが、国が引き上げてしまったわけですね。そうするとどうしても私どもが県とやってもそれは福島労働局の所管ですよとか、あるいは社会保険事務所の所管ですよ、というふうに県から離れちゃっているものですから、打てば響くような関係になってないんですね。ですからそういう意味で今ご発言があったようなことも含めてまたやり直しをして、もっと身近なところに持ってくる努力もしていった方がいいと思います。あるいは並行して県独自で労働局とやっているわけですから、そういう意味で自前のデータの蓄積そういうノウハウの蓄積ということがかなり不足しているんですね。ですからそういうことをきちっとやっていくべきだろと、例えば労働基準法が緩和されまして女性の深夜労働が解禁になりましたから三交代勤務に女性がかなり入っているんです現実に。そのことは想定外の事態だったわけですよ。女性が深夜勤務に現実に入っている、それと子育ての問題をどうするんだと、お母さんが深夜帯に勤務しているときに子供さんを誰が見るんだ、例えば深夜二十四時間保育とかのインフラ整備はどうなっているんだというと全然何もないわけです。その実態がどうなっているのかというデータも極めて不足している。ですからそういう意味でここに書いてあるような男女共同参画とか含めていろいろ考えるとするならば、もう少し行政としての基礎的なデータの把握をして実効性の伴うような施策をここに載せていくようにしないとなかなか効果が出てこないのではないか。つまり需要と供給がミスマッチしてしまうこういう状態は解消されないと私は思いますので、そこら辺などもできれば踏み込んで行った方がいいのではないかと思っています。

【議長】

先ほどの雇用の問題を大局的な視点から、あるいは具体的に国だと市町村・県の役割分担を考えるかという視点までご指摘をいただきました。もうちょっと他の観点からでも結構ですし、関連でご意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。今日のこういう情勢になってますます雇用確保の問題だとかそういうのは国政を挙げても頑張ってもらわないといけないことだし、こういう地域で生活している者にとっても大変深刻な課題なのでこれをどういうふうに施策として展開するか、あるいは企業にお願いすることもあるだろうし、いろんなことでこの仕組みを今立ち上げていくというのが本当に地域経済、地域生活にとって重要なだなという気がしておりますので、この進行管理の中でしていただきたいというのが和合委員のご意見だったと思うのですが、何か関連ご意見ございませんか。

【佐藤直美委員】

私が考えたことは、大体今の和合委員の話と一緒にだったのですが、何か顧客の視点というのが欠けているように非常に思えてならないんですね。企業の側からするとお客様の満足を得るためににはどうしたらいいのかということがまず第一であり、お客様が満足してくれたのかどうかを測るための努力を非常にお金や手間暇をかけてやっているわけです。その意味では自分が立てた計画に対して評価も自分がやって見直しも自分がやるという、そういう仕組みにすごく違和感を感じる部分が一つあります。お客様のためにやっている仕事であれば、まずは評価というのはお客様に委ねるべきじゃないか、お客様の声を吸い上げる仕組みを作るべきだと思います。また、机上のデータを、客観的で正確なデータを使って指標にしていますという話ですが、これは絶対間違っている話じゃないかなという気がします。そういう意味でそういうものを吸い上げてそれを新しい計画にフィードバックしていく仕組みを作ること。今はたぶん年度という限り、一年とい

う単位でしか回ってないと思うんです。環境の変化の激しい時代ですので、予算を立ててそれを執行する段階になって、たとえば企業の話ですと半年ごとに予算を立てて半年間施行の期間があるわけですが、半年前に立てた予算ですらやっぱりやめたというものがたくさん出てくるわけなんです。そういう部分で意見を吸い上げて、吸い上げた結果をフィードバックしていく。そのサイクルをどんどん短くしていく、フィードバックのスピードを早くしていくということをやっていかないと、年度内に出てる予算を全部使わないといけない、ということで無駄なお金が使われてしまうということになってしまうと思うんです。その部分でスピードアップをしていく、ブレーキをよく効くようにする、ステアリング、ハンドルがよくきれるようにしていくという部分が足りないのではないか。お客様の視点が欠けている部分と、非常に動きに慣性がついてしまうとなかなかそれが止まらないし、またスピードが遅いという部分が、企業側から見ると異常に違和感を感じるところです。

【議長】

今も新しい視点というか、これまでの議論と重なる部分もあります。事業評価、進行管理をする場合に県民の側の満足度というのが、この進行管理、あるいは評価という場合には重要ではないか、というお話をあります。時間がなくなってきたので関連するご質問、ご意見があればもうちょっと承り、あとは事務局の方でこれについてコメントをご用意いただきたいと思います。やはりそれなりの観点が出てきたかなと思っておりますが、他の進行管理を進めていく上での基本的な考え方でも結構です。是非お聞かせいただきたいと思います。

【谷ヶ城隆委員】

進行管理に関して、年一回か二回ということでしたが、せっかくご意見を述べさせていただけるという場を与えられたものですから、先ほどの概略の話ですけれども、実は、この下についてるものまでも我々は見なくてはいけないだろうという、逆にプレッシャーを感じさせていただいたわけですが、果たして、ではこの場で一つ一つの個別の事業そのものに対して県民の立場から、それぞれの立場でお話をさせていただく場ということで考えてよろしいのかということが一点です。もし小さいことまでここで言わせてもらえるのであれば、たぶん、それぞれの立場で実際にぶち当たっていることがいろいろあると思うんです、県の事業との中でも。歩いている道路一つのことでもそうです。先ほどの新妻さんのところはガードレールの云々という話がありましたが、うちの方は会津に行けば実は今度の緊急雇用対策でやっていただける歩道の除雪というは、非常に安全という面でも本当はすばらしい事業だし、是非やっていただきたいと思っていた事業ではあるんです。ただ自分のところがやるのがいいのかどうかは別の問題です。というふうに思ったんです。ただ、小さなことまで果たして言えるのかどうか、それを言い始めるような時間はたぶんないでしょうから。現実には膨大な事業の中で、概略版だけ見ていてもほとんど申し上げられないだろうと思うぐらいですから。そういう立場の中で、この計画審議会委員としてせっかく任命をいただいた限りには、何かをやらなくてはいけないということだと思うのですが、一体どこまでこの審議会の中で意見を述べさせていただいていいのか、会長、どのようにお考えでしょうか。

【議長】

今日の前に「うつくしま21」という、長い時間をかけてつくりあげた計画書がございます。そこに盛られているものが、たぶん、私が計画策定段階にいたら、もうちょっとこういうものを入れたらいのになと思えるものが更にあったかもしれません。あったかもしれないけれども、それは次の計画のところに、あるいは今の段階の主に進行の中で問題点として整理していくという作業だと思います。とにかく今の計画の中に盛り込まれているものは、果たして本当にうまいこと動いてい

くのか、その時の例えば先ほどの満足度評価だとかいろんな評価があり得るのではないかということをチェックしていくことだろうと思っております。今お話をはじめたようなことは、例えば、都市計画という部門だとか、社会福祉という部門だとか、雇用対策だとか、それぞれ個別のどこでもあるかもしれない、それは、総合計画の中にそういうものが盛り込まれていなかつたらそれは指摘するし、なぜ、そういうものが盛り込まれなかつたんだろう、盛り込まれていたのになぜこんな問題点が噴出してしまうんだろうという観点でここで議論をしていただくことは大変重要だらうと思っています。だから、任務がはっきりしていますので、できるだけそこに收れんするような議論をこの委員会の委員の方々にお願いしたいと思っています。そういうメリハリをつけておかないと、ここで県政に関わるすべてのことを、というわけにはいかないでしようから、その振り分けみたいなことだけは注意させていただきたいと思っています。

【谷ヶ城隆委員】

とりまとめといいますか、收れんする先は事務局と会長にお任せするということで、「うつくしま21」の計画の中で気がついたことを申し上げさせていただくというようなスタンスで、言いつぱなしでよろしいですね。

【議長】

はい。

【星倭文子委員】

福島県国土利用計画の中で、平成二十二年までの目標の中で住宅地が増えているんです。ところが人口は22年までには一応減るような状況になっているのに、こういうふうな、資料1と資料6の1から見てなんですか、土地の森林が減っているというのに、人は少なくなるのに、住宅地が増えているというのが疑問に思つたものですから、その辺お聞きできればと思います。

【土地・水政策グループリーダー】

基本的には人口は減るという中で、世帯数は増えております。世帯数をどのように見るか、現在人が住んでいるところをもう一度改築して住むようになるのか、それとも新たなところに住むのか、という部分で、まだ新たな家庭を持つという方が増えるだらうというような見込みで増えるということになっております。

【議長】

たぶんこれから政策展開するときにはこの辺を丁寧に議論しないといけない部分だなど常々思っておりますので、私からも問題提起をさせていただきますが、今のところはそういう解釈でやっているということに止めさせていただきたいと思います。先ほど和合委員や佐藤委員の方から、この進行管理をめぐって国とか市町村との関わりで積極的にパートナーシップとして提案していくような機会を作る、あるいは県民の満足度という評価軸、そういうものはないだらうか、あるいは期間内であってもうちちょっと事業を速やかに展開したり評価をしたりハンドルを切り替える、こういうような仕組みというのが必要ではないかという意見が出されました。これについて事務局の方からコメントをいただきたいと思います。

【政策調整グループリーダー】

いろいろ多岐に渡ったご意見をいただきましたが、まず和合委員や佐藤委員のお話の中に住民の側と県というお話がありましたが、私どもも十分とは申しませんが今回の新長期総合計画を策定する際には、この前も申し上げましたけれども127名の県民アドバイザーという形での意見を聞いています。それから各地域でのいろいろな意見交換会を行っています。またインターネット

において意見の公募を行ってきております。さらに今回初めて審議会の委員の公募制を採りました。そういうような形で十分とは言えない部分もございますけれども、県としてもそういう方向性に行くような努力はしておりますので、その辺についてはまず最初にご理解をいただきたいと思います。今いろいろありました進行管理のあり方の中で、計画ができた後に出てきた社会情勢の変化をどうするかであるとか、進行管理にしてもいろいろな評価とか、もっと端的な形でできないとかということにつきましては、会長を含めまして調整をしていけるものについてはしていきたいと思いますけれども、ただやはり長期計画ということですので、難しい視点になりますけれども毎年いろいろ時代に合ったように直していくというような方法について、例えば5年スパンであれば3年とかのスパンで時代に合った形で切り替えて、当然基本的な理念は変わりませんが、部分的なもので何かしていくという方法は可能性はないとはいえないと思います。ただ毎年それをスクランブルしていくということになると、逆に長期計画としての意味がどうなってくるのかなというような部分もあります。ただし、社会が目まぐるしく変わってその当時予測できなかつた様々な事態が出てきていることも事実です。ですからそういうようなものにつきまして、少しきちつとした形で整理できるように検討できるものについてはしたいと思っております。

【議長】

きょうは進行管理を進めていく上で大変貴重な意見を出していただいたと思っておりますし、この審議会の持っている役割も、初回の時もお話ししましたけれども、かなり新しい決意でいかないと県民の負託に応えられないかもしれない、大げさに言うとそんなつもりであります。きょうの意見をお聞きしながら事務局と進行管理についてさらにどういうふうに展開していったらいいのか検討させていただいて、また審議会のメンバーの方々とご相談、意見交換するというような格好で進めさせていただきたいと思います。1つだけ、今から3~40年前に日本の有名な建築家がおりまして、東京都庁を建築した有名な建築家ですが、ボローニャとい유イタリアの都市の都市計画を依頼されたときに、何年先を見定めたらいいのだろうかと当局に相談したときに、150年先を見通してくださいと言われて、日本人にはそんなスケールはないと言った、というようなことが逸話に残っておりますが、たぶん都市を作る、地域を作るという中にはそういうスケールでものを考えないといけないものもあるんですね。しかし、この時代の目まぐるしさの中でそれさえも見失ってしまうような事態が今出てきていると思いますが、いずれにしてもこういうロングレンジでものを考えることと、短期間で対応しないといけないことをどう組み合わせるかということがある意味では計画の醍醐味ですから、そういうところをみんなで知恵を出し合うということか思います。いずれにしても今日ご意見をお伺いしたことについては、私の方でも積極的に受け止めて県の担当部局と、この議論をこれからの議論の中にどういうふうに反映させていくかということで受け止めさせていただきたいと思っております。時間になっておりますのでこの辺で審議を終了したいと思います。

■議題(3)その他

【事務局】

「21世紀県づくり講演会」の開催チラシにより、講演会を開催する旨案内
